

# 令和8年4月1日から、登記事項証明書の提出が不要となります。

## 下水道排水設備指定工事店

### < 法人の方のお手続き >

提出書類	申請内容	新規 (更新)	責任技術者の変更		指定事項の変更			
			選任	解任	商号変更	所在地変更	代表者変更	電話番号
指定・更新申請書		●						
工所用機械器具目録		●						
異動届出書			●	●	●	●	●	●
誓約書		●					●	
定款の写し		●			●	●	●	
責任技術者証の写し		●	●					
業務内容等確認書※1		●						

### < 個人事業主の方のお手続き >

提出書類	申請内容	新規 (更新)	責任技術者の変更		指定事項の変更			
			選任	解任	名称変更	所在地変更	代表者変更	電話番号
指定・更新申請書		●					/	
工所用機械器具目録		●						
異動届出書			●	●	●	●		●
誓約書		●						
住民票の写し		●				●		
責任技術者証の写し		●	●					
業務内容等確認書※1		●						

## 手続き方法

### 【オンライン申請・様式の取得はこちらから】

(下水道排水設備指定工事店に関する各種届出ページ)



(URL : <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9872/s001197.html>)

#### ▶ オンラインでの申請が便利です。

書類を作成せずに申請ができます。  
申請フォームから必要事項を入力してください。  
(※住民票の写しのみ、別途原本のご提出が必要となります。)

#### ▶ 窓口・郵送で提出する場合

申請書等の様式を取得し、記入してください。

## 注意事項

※1 市民サービス向上のため、「業務内容等確認書」のご提出にご協力をお願いします。

#### ● 事業者の継承は「指定事項変更届出書」では申請できません。

(個人→個人への相続、個人→法人への組織化、法人→法人への営業譲渡)

このような場合は、一度「廃止届出書」を提出後、新規に「指定申請書」の提出が必要になります。

#### ● 手続き前の「下水道排水設備指定工事店証」を返却していただく場合があります。

更新や変更の手続等、新しい「下水道排水設備指定工事店証」を発行する場合があります。

手続き前の「下水道排水設備指定工事店証」と交換となりますので、お手元にご用意をお願いします。

## 【指定給水装置工事事業者については、裏面をご覧ください。】

【お問合せ】 静岡市上下水道局 経営管理部 上下水道総務課 総務係

電話 : 054-270-9121 FAX : 054-270-9122